

# 3

## 第 3 章

### 計画の基本的な考え方

1 基本理念

2 基本目標

3 施策の体系



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### 思いやりと自分らしさを大切にするまち 三芳

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

男女共同参画社会を実現するためには一人ひとりの生涯において自分らしさや能力を発揮し、家族をはじめ、周囲の関係の中で互いの役割や選択を尊重するとともに、相手の気持ちに寄り添い、思いやりを持つことが大切です。

平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標である、持続可能な開発目標（SDGs）※6では、17あるゴールのうち「5.ジェンダー平等を実現しよう」をはじめ、「8.働きがいも経済成長も」、「10.人や国の不平等をなくそう」、「16.平和と公正をすべての人に」が、男女共同参画社会の実現に強く関連するものとなっています。

三芳町では「思いやりと自分らしさを大切にするまち 三芳」を基本理念に掲げ、全ての人々の人権が尊重され、人権を侵害するあらゆる暴力を根絶し、家庭・職場・地域における生活において能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

※6 持続可能な開発目標（SDGs）：平成27年（2015年）9月に国連サミットで全会一致で採択された、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）まで国際目標。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17のゴールと169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

## 2 基本目標

「基本理念」を達成するために、3つの基本目標を掲げ、町、住民、事業者及び教育に携わる者が課題を共有し、共に男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

### 基本目標Ⅰ

#### 誰もが共に参加できるまちづくり

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野に男女が対等に参画し、多様な人材の能力を活用することにより新たな視点や発想を取り入れることが必要です。

少子高齢化や単身世帯の増加、住民と地域の関係性の希薄化等、社会的変化に対応するには、年齢や性別に関わらず地域活動や地域づくりへの参加を図るなど、思いやりの気持ちをもって男女共同参画の視点をまちづくりに反映させていくことが重要です。

そのためには、各種団体と密接な連携を図り、本計画を推進するとともに、庁内関係機関と連携し本計画の総合的な取組に努めます。

#### ●主要課題

- 1 地域における男女共同参画の推進
- 2 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

### 基本目標Ⅱ

#### 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり

男女共同参画社会実現のためには、性別にかかわらず、誰もが互いの価値観やライフスタイルの多様性を認め合い、家庭や職場、地域において調和のとれた生活ができるよう環境を整備することが必要です。

男女雇用機会均等法※7、次世代育成支援対策推進法※8、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律※9（以下「育児・介護休業法」という。）など関係法令の定着促進のための情報提供、啓発活動を行い、住民の仕事と生活の調和を目指します。

また、法体制の周知だけでなく、生涯を通じて男女の身体的特性を配慮した健康づくりの支援に取り組めます。

主要課題3「配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進」を「三芳町DV防止基本計画」として位置づけ、男女の人権が尊重される社会の実現のため、暴力を許さない社会意識の醸成に努めるとともに、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等、あらゆる暴力を防止し、被害に悩む人を救済できる体制の整備を進めます。

#### ●主要課題

- 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 2 生涯を通じた健康支援
- 3 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進  
（三芳町DV防止基本計画）

基本目標Ⅲ

男女平等の意識づくり

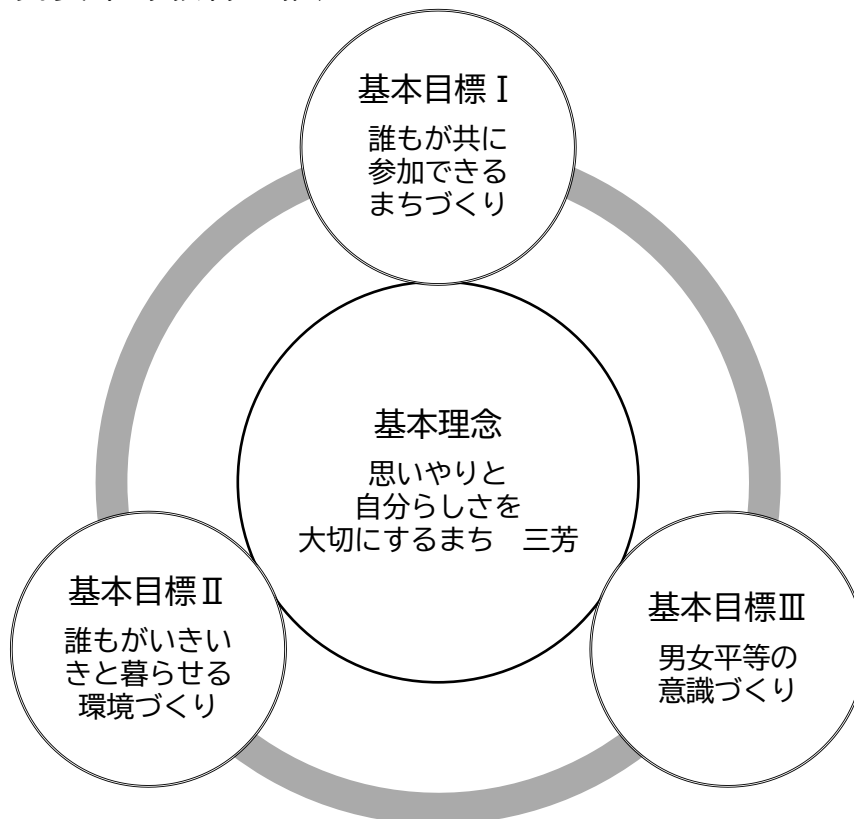
性別による固定的役割分担意識について、平成30年(2018年)の三芳町男女共同参画意識調査では否定意見が全体で61.7%になり、前回平成27年(2015年)の調査59.4%から徐々に差別意識は解消されているものの、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し肯定意見が22.4%と、家庭や職場、地域などに依然として存在し、男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因のひとつとなっています。

男女共同参画社会の実現は、女性への支援のためだけではなく、あらゆる立場の人々にとって必要であるという意識を広く社会に醸成していくことが必要です。当事者である女性だけでなく、特に男性や次代を担う子どもたちに対する男女共同参画についての理解、意識の啓発が重要です。

様々な機会や媒体を通じた啓発活動をはじめ、生涯を通じて学習する機会の充実を図ります。

●主要課題

- 1 性別による固定的役割分担意識の解消と意識改革
- 2 男女平等教育の推進



※7 男女雇用機会均等法：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。均等法と略されることもある。

※8 次世代育成支援対策推進法：急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進していくことを目的としている。

※9 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律：育児休業と介護休業の制度の設置、子の養育と家族介護を行う労働者に対して、事業主が行わなければならない勤務時間などに関する措置や支援措置について定めている。これにより、育児・介護を行う労働者の雇用の継続や再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活の両立に寄与することを通じて、その福祉の増進と経済・社会発展に資することを目的としている。

### 3 施策の体系

基本理念	基本目標	主要課題
思いやりと自分「らしさ」を大切にするまち三芳	Ⅰ 誰もが共に参加できるまちづくり	1 地域における男女共同参画の推進
		2 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進
	Ⅱ 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
		2 生涯を通じた健康支援
		3 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進（三芳町DV防止基本計画）
	Ⅲ 男女平等の意識づくり	1 性別による固定的役割分担意識の解消と意識改革
		2 男女平等教育の推進

主要施策		事業番号	施策・事業
①	多様な参画を可能にする地域づくり	1	誰もが気兼ねなく参加できる体制の配慮
		2	地域社会における男女共同参画の視点に立った啓発の推進
		3	三芳町男女共同参画推進会議との協働による地域づくり
		4	(仮称) 共生社会推進条例の検討
		5	男女共同参画推進庁内連絡会議の開催
		6	多文化共生と多様な性への理解推進
②	安心・安全な地域づくりの推進	7	男女共同参画の視点に立った地域防災力の強化
①	各種審議会等委員への女性の参画推進	8	審議会等への女性委員の登用促進
②	庁内における女性職員の参画推進	9	女性管理職登用促進のための意識啓発と人材育成
①	男女共同参画の視点に立った職場環境づくりの促進	10	町内事業所へのアンケート調査の実施
		11	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供
		12	女性の就労・再就職支援
②	仕事と家庭生活の両立支援	13	子育て支援サービスの充実
		14	男性の積極的な家事・育児・介護への参加促進
①	心とからだの健康支援	15	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発
		16	介護予防普及啓発の推進
		17	ライフステージに応じた健康支援
①	あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり	18	DVを防止するための意識啓発と情報提供の充実
		19	デートDVを防止するための意識啓発と情報提供の充実
		20	庁内推進体制の整備・周知徹底
②	DV被害者への支援	21	DVに関する相談・支援体制の充実
		22	住民基本台帳事務における支援措置
		23	女性相談の充実
①	男女共同参画意識の普及啓発	24	男女共同参画意識定着のためのセミナー等の企画実施
		25	多様なメディアを活用した男女共同参画に関する情報発信
		26	職員を対象とした男女共同参画の推進
		27	男女共同参画推進状況に関する調査
①	学校等における男女平等教育の推進	28	男女平等の視点に立った教育の推進
		29	教職員・保育士等の男女平等意識の向上
②	家庭や地域における男女平等教育の推進	30	男女平等の視点に立った家庭教育の推進
		31	男女平等の視点に立った生涯学習の推進

